

むつ市議会第193回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成19年8月28日（火曜日）午後1時開会・開議

◎発言の申し出

◎諸般の報告

第1 議席の変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 下北駅前整備促進特別委員会中間報告

第5 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第6 請願第1号 大瀬橋から下北橋間の河川遊歩道及び周辺環境整備に関する請願

【議案一括上程、提案理由説明】

第7 議案第56号 むつ市長期総合計画の基本構想について

第8 議案第57号 むつ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第58号 むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第59号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例を廃止する条例

第11 議案第60号 財産の取得について

第12 議案第61号 財産の取得について

第13 議案第62号 字の区域の変更について

第14 議案第63号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について

第15 議案第64号 むつ市土地開発公社定款の変更について

第16 議案第65号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて

第17 議案第66号 平成19年度むつ市一般会計補正予算

第18 議案第67号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第19 議案第68号 平成18年度むつ市水道事業会計決算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（55人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	8番	新	谷		功
9番	濱	田	栄	子	10番	高	田	正	俊
11番	村	川	壽	司	12番	柴	田	峯	生
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	杉	浦	守	彦
17番	富	岡	幸	夫	18番	佐	藤		司
19番	久保	田	昌	司	20番	横	垣	成	年
21番	工	藤	孝	夫	22番	大	澤	敬	作
23番	川	下	八十	美	24番	斉	藤	孝	昭
25番	松	野	裕	而	26番	東	谷	正	司
27番	東	谷	良	久	28番	佐々	木	隆	徳
30番	竹	本		強	31番	杉	浦		洋
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	徳			誠
38番	佐々	木		肇	39番	鎌	田	ちよ	子
40番	菊	池	広	志	41番	野	呂	泰	喜
42番	坂	井	一	利	43番	目	時	睦	男
44番	田	高	利	美	45番	澤	田	博	文
46番	菊	池		清	47番	柏	谷		均
49番	工	藤	清四	郎	50番	服	部	清三	郎
51番	杉	本	清	記	52番	慶	長	徳	造
53番	千	賀	武	由	55番	本	間	千佳	子
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智十	司
58番	中	村	正	志	59番	富	岡		修
60番	川	端	澄	男					

欠席議員（5人）

6番	小	林		正	7番	菊	池	一	郎
29番	立	石	政	男	48番	千	船		司
54番	工	藤	直	義					

説明のため出席した者

市長	宮下順一郎	副市長	田頭肇
収入役	田中實	教員委員	山本文三
教育長	牧野正藏	公営企業者	杉山重一
代監査委員	菊池十圃夫	選挙管理委員会	佐々木鉄郎
農委員	立花順一	総務部長	齋藤純
総務部長	西堀敏夫	企画部長	阿部昇
企画部長	近原芳栄	民生部長	佐藤吉男
保健福祉部長	佐藤節雄	経済部長	佐藤純一
建設部長	成田豊	建設部長	石田三男
教育部長	新谷加水	公営企業局長	小川照久
監査委員	遠藤雪夫	総務部長	工藤武勝
企画部長	千船藤四郎	企画課長	奥島慎一
企画課長	鈴木克郎	選挙管理委員会	大芦清重
農務局長	村川修司	企画課長	伊藤道郎
川所内長	工藤昭治	大庁舎所長	伴邦雄
協野所長	船澤桂逸	総務課長	松尾秀一
総務課長	吉田真	総務課長	澁田剛

事務局職員出席者

事務局長	小島昭夫	次長	高田文明
総括主幹	柳田諭	庶務係長	金子寿々子
庶務主任	濱村勝義	調査係	石田隆司

議事係任 葛西信弘

議事係事 井戸向秀明

◎開会及び開議の宣告

午後 1時01分 開会・開議

○議長（川端澄男） ただいまからむつ市議会第193回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は55人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎発言の申し出

○議長（川端澄男） 議事に入る前に、総務部長より発言の申し出がありますので、これを許可します。総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 去る6月開会のむつ市議会第192回定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正に係る内容におきまして、私からの説明が不十分なところがありました。総務常任委員会の質疑の中で、「専決処分しなければ、この条例は失効してしまう」と申し上げるべきところを「この報告が通らなければ、この条例は失効してしまう」と発言してしまいました。結果として、委員長報告の一部が誤解を招きかねない文章表現となってしまいました。

謹んで総務常任委員会の委員を初め議員の皆様におわび申し上げます。

○議長（川端澄男） これで総務部長の発言を終わります。

◎諸般の報告

○議長（川端澄男） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布してあります。

次に、青森県市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、議会運営委員会から、今年度の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配布しております。

次に、本日この後、弘前大学教員養成プログラム展開に係る閉校校舎の活用について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

次に、むつ市議会第192回定例会において、建設常任委員会に付託されました請願の審査結果について、会議規則第137条の規定に基づき、7月19日に建設常任委員長から委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（川端澄男） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（川端澄男） 34番飛内賢司議員。

（34番 飛内賢司議員登壇）

○34番（飛内賢司） 議事進行をお認めいただきましてありがとうございます。

去る6月29日、清く、明るく、正しい選挙宣言都市に関する決議を議員総意でもって決議いたし

ました。その中には、「最近に於ける選挙の実態は、依然としてその腐敗の度、甚だしく、このまま推移すれば市民の政治への不信は、誠に憂慮すべき事態に立ち至るかもしれない。かかる事態に鑑み、選挙違反を追放し、明正選挙を実現することにより、民主政治の道を大きく切り開くべきである」と。提案者が川下議員でありました。そのことにかんがみ、我々は当然選挙は市民に間違われることのないように公明な、公正な正しい選挙をやるべきだと思うわけであります。

そこで、一つ議長に確認いたしたいのです。ある議員の選挙のパンフレットによりますと、これは議長になった段階、それから局長が局長になった段階で、つまり一般質問していないのに、一般質問中というような表現の仕方では載っているわけなのですが、議長、これ一般質問中、それは確かにあった事態なのでしょうか。私の認識では、議長になった段階で、その議員は一般質問をしたというような確認はしていないのですが、そのことを1つ。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(川端澄男) 3番村中徹也議員。

(3番 村中徹也議員登壇)

○3番(村中徹也) 今議事進行をかけた議員の発言に対して議事進行を申し上げます。

今聞いておりますと、まさしく選挙のパンフレット、後援会のパンフレットにかかわる問題であろうかと。ちょっと詳しくはわかりません。もしそうだとするならば、議事進行の趣旨を逸脱しておる。議事進行というものは、議員皆さんご存じのとおり、会議規則をお持ちだと思いますが、議事に関する、議会に関するもので、プライバシー、プライベートな部分は省かれます。今お聞きをしたところ、そのパンフレットの中身について議長にお伺いをする議事進行であります。これは、言語道断でございます。よって、会議規則及び地方

自治法の趣旨からいって、本議事進行はむつ市議会の会議には全く関係ないものでありますから、却下するべきだという議事進行を私は出します。

以上です。

○議長(川端澄男) 58番中村正志議員。

(58番 中村正志議員登壇)

○58番(中村正志) 議事進行を取り上げていただきましてありがとうございます。

私からは、休憩を求める議事進行をさせていただきたいと思っております。

○議長(川端澄男) 暫時休憩いたします。

午後 1時11分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長(川端澄男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの飛内議員の議事進行については、8月24日の会派代表者会議において適正に処理いたしましたので、ご了承願います。

◎日程第1 議席の変更

○議長(川端澄男) 日程第1 議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配布の議席図のとおり議席の一部を変更したいと思います。

変更となる議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

(事務局長議席番号・氏名朗読・別紙議席表)

○議長(川端澄男) お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よっ

て、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（川端澄男） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、22番大澤敬作議員及び43番日時睦男議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（川端澄男） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月14日までの18日間と決定いたしました。

◎日程第4 下北駅前整備促進特別委員会中間報告

○議長（川端澄男） 次は、日程第4 下北駅前整備促進特別委員会中間報告を行います。

下北駅前整備促進特別委員会付託事件であります下北駅前整備に関わる諸問題について、会議規則第46条第2項の規定により、中間報告の申し出がありますので、これを許可します。下北駅前整備促進特別委員長。

（25番 川下八十美議員登壇）

○25番（川下八十美） 下北駅前整備促進特別委員会に付託の事件について、審査の経過をご報告申し上げます。

本委員会は、第186回定例会において付託された下北駅前整備に関わる諸問題について、8月1日、副市長、収入役ほか関係部長等の出席を求めて審査を行いました。また、宮下市長には審議途中からではありますが、ご出席をし、ごあいさつをいただきました。

初めに、企画部長及び建設部長から、前回の委員会開催以降の経過と現況について報告がありましたので、その概要を申し上げます。

まず、企画部長から、駅舎の実施設計に入るための協定書について、平成19年6月18日付をもって締結したとのことであります。

この協定書の中には、設計の工程、設計の施行主体、設計の費用等が定められており、設計の工程は平成20年1月末日まで、設計の施行主体はJR側で対応し、設計の費用については総額1,182万3,000円との報告がありました。

次に、建設部長から、駅南側に残る民間1社の用地取得について、5月29日土地売買契約を締結し、所有権移転登記完了後の7月6日に用地費並びに物件移転補償費の支払いを済ませたとの説明がありました。

今回取得した面積は100.34平方メートル、取得単価は前年度購入した民間2社の単価と同額の3万700円でありました。これで前年度取得した分と合わせた面積は1,893.98平方メートルとなっております。

また、JR用地については、前回の報告でも申し上げましたが、新駅舎の設計が決まり、駅舎用地が確定した後に、その駅舎用地を除いた部分を今年度後半には取得できるとのことでありました。

次に、工事の実施状況についてであります。現在実施している工事は駅前広場整備用地の県道沿い約144メートルに側溝を入れる工事、工期は6月19日から10月5日まで、また今年度整備する駐車場部分と駅のプラットホームとの間の鉄道施設安全管理のため、延長約34メートルに防護さくを設置する工事、この工期は6月9日から8月31日まで、そして駅南側駐車場整備工事ですが、この工期は7月25日から、平成20年1月31日までとなっているとの報告がありました。

なお、この駅前広場整備工事によって7月からバス等が駅構内を利用できなくなっておりますが、利用客には看板等で移動先を周知しているとのことでありました。

次に、主なる質疑、意見等について申し上げます。

まず、委員から、前回の特別委員会でも出されております新駅舎の建設に当たって市民から観光案内所等を設けてほしい旨の要望があることについて、JR側に申し入れをしているのか、また新駅舎の建設面積がどの程度になるのかとの質疑に対し、企画部長から、観光案内所ということでは具体的な行動は起こしていないし、実施設計に入るための協定書でも、その具体的な条件づけは特に定めておらず、あくまで定めのない事項は協議をして対応していくという概括的な条項のみであり、今後その条項をフルに活用して市の希望、意見を添えていく考えであるとの答弁がありました。

また、新駅舎の面積については、市からの委託に基づき、JR側から平成13年度に駅舎の基本計

画のベースとなる調査報告書が提出されており、その段階では146平方メートルという考え方を示しているとのことでありました。

さらに別の委員から、駅舎の設計はJRで行うが、最終決定の前に素案を示して市の意見を伺うという機会があるのか。また、駅舎の建て替えによる利用客への影響と安全確保についての質疑に対し、企画部長から、協定書には設計に当たっての具体的な条件づけがなく、適宜協議するとされていることから、今後設計が終わるまでの過程において、機会あるごとに申し入れをしていく考えであるとの答弁がありました。

また、駅舎の建て替えによる利用者への影響と安全確保について、都市計画課長から、JR側とは常々協議をしており、今年度駐車場の整備を先行させるのもその一環で、今後どのようなルートで仮設の駅舎を設けるかなどの詳細については、さらに詰めていきたいとの答弁がありました。

なお、最後にその他として委員から、本特別委員会は平成17年12月21日に設置後、本日まで8回の協議を重ね、また、地域住民で組織する下北駅前周辺整備促進協議会などの活動により、下北駅前広場整備事業が軌道に乗ったことは大変喜ばしいことであり、今後も事業の完成を目指して本特別委員会の改選後の設置を要望したい旨の意見がありました。

以上で、下北駅前整備促進特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（川端澄男） これで下北駅前整備促進特別委員長の中間報告を終わります。

ここで、ただいまの中間報告に対し、質疑の通告を受け、議事整理のため午後3時25分まで暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから下北駅前整備促進特別委員長の中間報告に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

以上で下北駅前整備促進特別委員会中間報告を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（川端澄男） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎日程第5 行政報告

○議長（川端澄男） 次は、日程第5 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 行政報告を申し上げます。

行政報告についてであります。初めに弘前大学から協力要請のありました教員養成プログラム展開に係る閉校校舎の活用についてご報告いたします。

去る8月3日、佐藤三三弘前大学教育学部長が来庁され、「当市に同学部のサテライトを設け、教員養成プログラムを展開したい。ついては、むつ市の閉校校舎をその拠点施設として活用させていただけないか」との要請がありました。

本プログラムは、「協働的・創造的教員」養成プログラム、地域と大学との実践的往還の連続による循環型教育実践システムの構築と題する事業プログラムで、主として①、教員の現職研修と大学院生による授業実践、②、ウェブカメラによる双方向通信による最新で高度な教育活動、③、科

学する心をはぐくむ児童・生徒の学びの場、④、教職を目指す高校生の学習の場の四つの活動を展開するものであります。

同大学では、拠点施設として来春閉校する松川小学校の活用を想定しており、同校が拠点施設として活用できるめどが立てば、来年度から事業展開していきたいとこのことであります。

子供は、地域の宝であり、その健全育成はもとより、生きる力としての学力の向上、それを支える地域教育力の向上を悲願とする私どもといたしましては、同大学からの本協力要請は、願ってもない、大変ありがたいお話と承ったところであります。

また、学校がなくなることに一抹の寂しさを感じておられる松川地域の皆様にとっても喜んでいただけるご提案ではないかと推察しております。

具体的な活用方法等につきましては、今後事務的に詰めていくこととなりますが、いずれにいたしましても、本プログラムがむつ下北地域の学力の向上、教育力の向上に大きな成果をもたらしてくれることを期待し、むつ市としてできる限り協力していきたいと考えております。

10月3日に弘前大学教育学部の佐藤学部長以下15名とむつ下北地域の小・中・高等学校の校長先生約50名にもお集まりいただき、弘前大学から本プログラムについての説明と協力要請がなされる予定となっております。それを受けて、できるだけ早期に、むつ市と弘前大学教育学部との間で協定を結ぶこととしております。

なお、現在のところ、閉校後の施設は、地域住民と共用していくことが可能であるとのことですが、今後活用方法について詳細が明らかになってまいりましたら、地域の皆様にも説明する機会を設けたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上をもちまして、弘前大学教員養成プログラ

ム展開に係る閉校校舎の活用についての報告いたします。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告について、民生部長、企画部長から報告いただきます。

○議長（川端澄男） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 公害対策に関するこのうち民生部が所管いたしております事項についてご報告申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります、ことし6月12日に開催されましたむつ市議会第192回定例会以降、8月27日現在まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました河川等水質検査資料のとおりであります、1ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、D Oの値が川内川及び大畑川で基準値を少し下回っていましたが、汚濁を判断する主要指標でありますB O Dの値は、小荒川を除くすべての河川で基準値の範囲内でありました。

次に、2ページのその他の河川の水質測定結果についてであります、これらの河川につきましては、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川のD Oの基準値と比較すると、宿野部川及び明神川で基準値を下回っております。また、B O Dの基準値を比較いたしますと、正津川、明神川及び小川で若干数値が高く出ておりました。

次に、3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排出水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でありました。

次に、4ページのアツギむつ株式会社むつ事業所の排出水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値以下でありました。

以上で公害の発生状況、河川の水質検査についての報告を終わります。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告を行います。

平成19年6月12日の経過報告以降、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する動きはございませんでした。

なお、毎年2月と8月に行われております定期の立入調査につきましては、明日8月29日に行う予定となっております。

続きまして、交通問題対策について、平成19年6月12日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、J R東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制の状況につきましては、平成19年5月から平成19年7月までの3カ月間では、規制日数は3日で規制本数は5本、運休はございませんでした。

次に、要望活動につきましては、去る8月2日に開催されました平成20年度の青森県への重点要望説明会におきまして、下北総合開発期成同盟会として強風対策並びに新幹線新青森駅延伸後の安定的運行の確保、八戸駅までの直通快速便の増便及び減便されました青森直通便の復活等について、県へ支援をお願いしております。

また、7月24日及び25日に行われました市議会議員要望に企画部次長が同行し、25日にはJ R東日本盛岡支社、県選出国會議員に対し、大湊線の強風対策、利便性の向上についての要望書が提出されております。

次に、2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対

策についてであります。要望活動につきましては、去る8月2日に開催されました平成20年度の青森県への重点要望説明会において、下北総合開発期成同盟会として下北半島縦貫道路の建設促進について要望しております。また、7月26日及び27日に行われました東北地方整備局、国土交通省、県選出国會議員に対する市議會議員要望に企画部長が同行しております。この要望では、道路特定財源の確保や下北半島縦貫道路の整備促進など、4項目についての要望書が提出されております。

なお、これに先立ちまして、7月13日には企画部長及び企画部次長が青森河川国道事務所へ出向き、同様の要望書を提出しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、弘前大学教員養成プログラム展開に係る閉校校舎の活用についての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後交通問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、弘前大学教員養成プログラム展開に係る閉校校舎の活用についての報告に対し、質疑ありませんか。9番濱田栄子議員。

（9番 濱田栄子議員登壇）

○9番（濱田栄子） 2点ほどお聞きいたします。

この教員養成プログラムですけれども、長期的な計画でしょうか、それとも短期的な計画でしょうか。

それから、桜川小学校は大学のほうの指示です

か、それともこちらの要望ですか。

○議長（川端澄男） 教育長。

○教育長（牧野正藏） お答えいたします。

一つは、この桜川小学校を使った場合に長期的になるのか、短期的になるのかというようなことでございます。えてして我々はそういう研究、研修会と申しますと、あるいはまた指定されますと、一、二年というふうなことでございますが、それではやっぱりまずいということで、やはりある一定の年数5年、10年、あるいはまた大げさに言えば半永久とはならないとは思いますが、しかしある一定の年数でもってやっていただきたいというふうなことは一応話し合ってきたところでございます。

それから、かねてから桜川小学校ということではありませんけれども、やはりむつ下北地区の教育のレベルをさらに上げるには、いろいろな方法はあると思います。一つは、今いる現場の先生たちがさらに研修する場面といたしましうか、やはりここは大学から非常に離れておりますので、なかなか研修しようと思っても、弘前あるいはまた八戸、東京というのは遠いわけでございます。何とかこちらが行かなくとも、弘前大学に来ていただいて、ここで研修ができるような場面はないかどうかということは、かねてから県教委にもお願いしてきたところでございまして、弘前大学あるいはまた私どもの考え方、あるいはまた県教委ということで、ある程度3者の意見がまとまったというふうなことでございます。そういうことで、たまたま桜川小学校というのは、築12年で非常に新しい校舎でございますので、現場を見ていただきまして、これはすばらしいということで、一応桜川小学校に決めさせていただいたということでございます。

○議長（川端澄男） 9番。

○9番（濱田栄子） ありがとうございます。長

期的なプランになるのかなということなので、楽しみにしております。

知的な下北のために、このたびは通信制の大学も開校していただきました。そして今回、教員養成プログラムということで第二弾が出てきました。何とか地域の教育力というか、すべての学力向上のため頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（川端澄男） ほかに質疑ありませんか。23番 齊藤孝昭議員。

（23番 齊藤孝昭議員登壇）

○23番（齊藤孝昭） 簡単に2点お尋ねします。

まず、「同校が拠点施設として活用できる目処が立てば」という文章がありますが、めどが立たない場合があるのか、立たない場合はどんな理由なのか。

あと、この内容が予算にかかわる事項になるかもわかりませんので、もし議案として提出されるのであれば、どんな時期で、議会にどのような説明になるのかお知らせください。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

松川小学校もこの来年の2月に閉校式をする運びとなっております。順調にまいりますれば、本年度をもって閉校ということになるわけでございますので、ほぼ万が一ということはないものとは思いますが、先ほどの市長からの行政報告でも申し上げましたように、細部について、今事務的に詰めているという状況でございます。一部学校の改修もあるかもしれない。いわゆる合宿とか一部宿泊施設もつくる必要があるのかもしれないというふうなこともございます。今のところは、冬場については活用ができないだろうと、秋までというふうなことでお話を承っておりますけれども、その辺の詳細についてこれから詰めていくと

いうふうなことで、来年度の予算にも反映すべきものは反映していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 23番。

○23番（齊藤孝昭） 予算がかかわる場合は議案として提出するということだと理解しました。10月3日に弘前大学の方と郡内の小・中・高の先生方に説明会を開いて協力要請を求める予定だということですが、議会のほうにはそのような説明とかの予定はあるのかお聞きします。

○議長（川端澄男） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 10月3日というふうなことでこれに書いてございますが、それ以前にもお互いに弘前大学から教授、先生方5名、それから私どもから約五、六名というふうなことで推進チームをつくっております。どういうふうな研修の場にしたらいいかというようなことを詰めていこうかなと、こんなふうに思っております。今までですと、どちらかという上から下へということで、これをやるというふうなことなのですが、そうではなくて、現場にいる校長先生方のどういう研修が欲しいのかというようなことをやっぱり酌んでもらうという意味で、したがって今までのそういうふうな研修とは違って、現場の声を十分にたっぷりと組み入れた形でのそういう研修の場をつくれたらいいなということでございます。それを10月3日に一応まとまったものを出し合って、小・中学校の校長先生方に説明していくというふうなことと、私からはまた弘前大学の先生方に対してむつ下北地区の教育の現状と、それから考えていることを話す予定でございますので、その細部につきましては議会で報告するということは今のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 23番。

○23番（斉藤孝昭） わかりました。議会には説明しないということですが、今後活用方法について詳細が明らかになってまいりましたら、地域の皆様にも説明する機会を設けたいと考えておりますというふうな文章があります。地域の皆さんには説明するのですけれども、議会には説明しないのでしょうか。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 市長からの行政報告の中でも申し上げましたが、施設が学校ですので、非常に広うございます。体育館もあれば、たくさんの教室等もあるということで、地域の方々も活用希望があるやに伺っております。弘前大学が占用する部分がどれぐらいなのか、空き教室が幾らぐらいなのか、活用時期がどれぐらいなのかというふうなところがございまして、その辺が明らかになってきたら、地元の方々ともその辺の地元活用ということもひっくるめましてご説明をしたいというふうに考えているわけでございます。議会のほうにも常任委員会がございまして、常任委員会のほうには、その旨報告していこうかなとは思っておりますのですけれども、議会全体での行政報告というところについては、正直なところ考えておりませんでした。必要とあらば、別に隠し立てするものではございませんので、報告すべきは報告してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川端澄男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川端澄男） 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川端澄男） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。9番濱田栄子議員。

（9番 濱田栄子議員登壇）

○9番（濱田栄子） 1点お聞きいたします。

大畑地域には、大畑川と正津川という二つの大きな川があるのですけれども、大畑川流域は青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の1号指定に取りつけておりまして、環境守人2名が調査活動をしながら県のほうに報告しております。

大畑川は、下流が川港になっておりまして、船もたくさん着いておりますので、皆さんの目が届きます。そんなに上流で不法投棄をするとか、そういうことはないのですが、最近正津川の地域の方から、ちょっと正津川の川の上流のほうで不法投棄が多いというようなことをお聞きいたしました。それが何か海岸に打ち上げられて、ごみがすごくたまってきているということを知りましたけれども、その辺の最近の行政のほうの対応はどうなっていますでしょうか。

○議長（川端澄男） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

正津川の廃棄物の不法投棄の件でございますけれども、私のほうでは現在のところ報告は受けておりません。確認してみますけれども、現在までのところ、一般廃棄物の不法投棄があるというような報告は受けてございません。

○議長（川端澄男） 9番。

○9番（濱田栄子） 実は私もそのことを聞きまして、大畑庁舎の所長にお話しに行こうと思っていたのですけれども、なかなか時間がとれなくて、きょうになってしまいましたので、その辺のところをもう一度正津川の地域の方にお聞きしていただきたいなと思います。

これは、1人の方のご意見だったのですけれども、ごみがとにかく全般に目立っているということで、意識の啓蒙を図っていただきたいと、ごみの不法投棄をしないようにという放送をかけてい

ただきたいということもございましたので、その辺もあわせて検討していただきたいなと思います。

○議長（川端澄男） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

ごみの不法投棄の関係につきましては、不法投棄監視員等ございますので、それぞれの地区において十分不法投棄のないように監視してまいりますし、また無線放送等でPRもしてまいりたいと思います。ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川端澄男） ほかに質疑ありませんか。22番大澤敬作議員。

（22番 大澤敬作議員登壇）

○22番（大澤敬作） 宿野部川の問題でお尋ねしたいと思います。

宿野部川のあの大きな川の左岸、ここには旧松川の水が流れてくる。そして、それがスムーズに流れるように、でっかい施設があるのですが、松川の人から言われましたけれども、ここにホタテの貝殻が40センチもあるから何とかしてほしいという要望が出されまして、現地へ引っ張られて行って、その話を聞いたのです。恐らく県の管理ではないかなとは思いますが、いずれにしても、不法投棄なんというものではなくて、その大きい川から逆流してホタテの貝殻が40センチもたまっているということなのですが、その点どのようになっているのか、どこが管理なのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 先ほどの正津川と同様に、現在のところ私どもにはそういうふうな苦情は参っておりません。したがって、これから実態を調査して、その結果に基づきまして適切に対応するようにしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 22番。

○22番（大澤敬作） 私は、現地へ引っ張り出されて話を聞いたのですが、旧河川のところに40センチもホタテの貝殻がたまっているということですから、これを改善するために、川内庁舎の建設課の職員も行って見て、恐らく県の管理ではないかなと言っています。いずれにしても、不法投棄しなくても、大きい川ですから、松川の橋のところは。そういう点がありますので、不法投棄などというものではなくて、既にもうそういう状況にあるということで、何とかこれを解決してほしいという、そういう地元の要望があります。それを解決するために、市長も含めてぜひとも対応方をしてほしい。この点を、要望を含めて提起しておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川端澄男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川端澄男） 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川端澄男） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川端澄男） 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。12番柴田峯生議員。

（12番 柴田峯生議員登壇）

○12番（柴田峯生） 私から一つ提言したいと思います。というのは、大湊線に関係しまして、いろいろ強風対策やら新幹線の延伸など、あるいは直行便が減らされたことに対する問題等を県にお願いいたしておるわけですが、残念ながら議

会の要望活動は大湊線を利用しないという、これは私は非常に残念なことだと思うのです。この2年半の間、私も要望活動に参加しましたが、やはり私たちは大湊線の利用率を高めることが大湊線を存続する一つの要因だと思うのです。ところが、残念ながら国のほうへ、あるいはJR東日本盛岡支社への要望にしても、野辺地まで市のバスを使って、我々は一度も大湊線を利用していないわけです。これでは、要望する立場からして、私は考えるべき問題だと思います。

それから、もう一点は、市の行政のほうでどの程度大湊線を行政の職員が出張する際に利用しているのか。私は、やっぱり議会、市が率先してこの利用を高めることが大きな要因だと思います。市長も、議長もかわりましたし、その利用を高める方法をひとつご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 行政側のほうでもできるだけ大湊線を利用させていただきたいというふうに督促をしていきます。ただ、やはり会議等の時間おくれ、そういうふうな場面もあります。安全を期して他の交通手段というふうな場合もありますので、その点をご理解をしていただきたいと思います。

議会につきましては、私から申し上げる立場でございませんので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（川端澄男） 12番。

○12番（柴田峯生） 実は先日大湊線に野辺地から乗りまして、その中で乗客の方といろいろお話をしたわけです。そうすると、見て、ああ、バッジをつけた人もいないし、市のバッジをつけた人も乗っていないなど、こう言う方が非常に多かったです。もちろん車社会ですから、私的な面は別として、私は公用の場合でも、やっぱり市民の足を

確保するためにも、市も率先してやっていただきたいなど。こういうことで、要望で終わります。

○議長（川端澄男） ほかに質疑ありませんか。9番濱田栄子議員。

（9番 濱田栄子議員登壇）

○9番（濱田栄子） 1点お聞きします。下北半島縦貫道路の建設について。

8月2日、要望したということですがけれども、この下北半島縦貫道路の建設は、野辺地バイパスからむつまでの間は、あと何年で完成ということになっているのでしょうか。今の現状をお知らせください。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） これまでの経過等を踏まえますと、まず野辺地バイパスは昭和60年度から一般のバイパスとして事業着手しております。その後平成7年から地域高規格道路として調査設計して、現在に至って供用開始されております。その辺から見ますと、具体的に現在さまざまな手法で行動をとっているところが60キロのうち34.2キロ、57%でございます。それは、今用地取得にかかっている部分、あるいはまた具体的に工事に入っている部分さまざまありますが、それらを踏まえますと、これが完成するのは何年度かと言える段階にございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、むつバイパスでございますが、これは延長9キロございます。それを今北側にあります前田地区から斗南岡まで、これが3.8キロとなっております。反対に南側に位置します斗南岡から大室平まで、これは5.4キロ。これらの用地にかかわる地権者は現在226人ございまして、ことしの2月に北側のほうの用地説明会を終えて、今順次用地取得に取りかかっているところでございます。

7月末までに28人の方々と契約を済ませており

まして、北側の119人に対する進捗といいますか、その進みぐあいは23.5%となっております。今後南側につきましても、9月ごろから説明会を開催し、用地取得の契約を進めるというふうに従っておりますので、その程度でご理解を願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 9番。

○9番（濱田栄子） 私は、ちょっとこれがどうも理解できないのでございまして、私たちのこの下北はいろいろな面で国に貢献し、協力しております。そういう観点から見ましても、やはり早急にこの下北半島縦貫道路の完成をお願いしたいなと思っています。

毎年毎年要望に行っていますけれども、そうではなくて、これはいついつまでに完成させてくださいと。私たちの政治力がないのも市長には申しわけないなと思いますけれども、やはりきちっとした計画を、完成の目標を決めてお願いしたほうがいいのではないかなと思います。そのほかのさまざまな工事も待ち受けていると思いますけれども、先日の地震等で原発の事故もあり、これから私たちも原子力施設を抱える半島としては、やはり不安がたくさんございます。ですから、この道路の整備に関しましては、そういう施設を勘案しながら、早い時期に完成していただくよう国のほうに交渉していただきたいと思います。まず市長、お願いします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 濱田議員の考え方と同じように、そしてまた私も議員当時から皆さんと心をつなげて、その部分でさまざまな場面で、そしてさまざまな考え方を訴えてきてまいりましたので、今のこの市長の立場でも、今後より一層議会のほうとスクラムを組んで、この下北半島縦貫道路早期完成に向かって、ありとあらゆる場面、ありとあらゆる手法を使って取り組んでいきたい

と。その決意を述べさせていただきたいと、こういうふうに思います。よろしく願いいたします。

いついつまでということをお尋ねいたしましても、向こうのほうもなかなか答えてくれないというふうな現状であります。これは、私議長のときから、議会のときからそういうふうな思い、じくじたる思いがありますけれども、何とかその部分で皆さんと、これはもう下北住民だけでなく、こちらにお越しの方々の気持ちも私十分理解しておりますし、さまざまな作業の部分でも、当然それは理解しておりますので、今後も頑張っていきたいと思います。どうぞ力を合わせていただきたいと、こう思います。よろしく願いいたします。

○議長（川端澄男） 9番。

○9番（濱田栄子） 市長が努力されているのは私もよくわかりますけれども、やはり主導権を握る方法も少し知恵を絞っていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（川端澄男） ほかに質疑ありませんか。20番横垣成年議員。

○20番（横垣成年） 下北半島縦貫道路についてお聞きしたいと思います。

こういう大型の事業になると、大体やられていると思うのですが、環境影響調査というのがこれについてはやられているものかどうか、それともこれからやるものかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） ご指摘のとおり、いろいろな事業をやる際には、そのような環境調査等を進めていると思いますけれども、この整備に関しましては、私現時点ではそのデータを持っておりません。これから関係機関であります県のほうに確認をいたしまして、いつか別の機会にお答えさせていただきたいと思いますので、ご了承いただ

きたいと思います。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） これからむつバイパスの土地取得が終了すると建設に進みます。私が心配しているのはこういう縦貫道路、のり面も含めると60メートルの幅で山を切り開くというふうな道路になると思います。そうすると、そこにすんでいる小動物の行き来、生活圏が全く分断されてしまうということで、結構先進地では道路の下に動物が移動する溝を50メートル置きにつくったり、リスなんかは上を走れるようにつり橋を設けたり、そういうふうな工法をして、自然と共生するような道づくりをしていますので、ぜひそこら辺も含めた環境影響調査の結果を出してもらえればなということ要望して終わります。

○議長（川端澄男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川端澄男） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の交通問題対策に関することについて質疑ありませんか。31番杉浦洋議員。

（31番 杉浦 洋議員登壇）

○31番（杉浦 洋） 今まで陸上の問題ばかりで、これが質疑の対象になるのかどうか、私も自信はないのですけれども、もしそうでなかったら却下していただいても結構です。

シラインの経営問題が新聞報道でよくされて、その存続について地域住民も大分心配されています。そして、けさの新聞報道で、その赤字補てんについて、むつ市と佐井村が補てんするというニュアンスの報道がされていますが、この一連の経過についての報告をお知らせしていただければと思うのですが。

○議長（川端澄男） 副市長。

○副市長（田頭 肇） 現時点ということでお答えいたします。

新聞報道にあるとおり、今協議しておりますの

は、シラインの平成18年度決算の3,700万円の赤字についてどうするかということで、対応に今動いているところでございます。これにつきましては、今現在いろいろ進行中でございますので、ある程度そのめどがつかますれば、私のほうとしては全員協議会とか、そういう場をとらえて詳しい説明、また報告をしたいなと思っておりますが、マスコミ報道されておりますので、今問題はシラインの赤字についてどうするかと。陸続きですが、準離島航路ということでございますが、このあり方については、仙台の東北運輸局、そして青森県、それからむつ市、佐井村、青森市、これらが協議会という組織を持って対応しているわけです。

今問題はシラインの赤字についてですが、これは平成17年10月にご承知のとおり、むつ湾フェリーとシラインが分社いたしまして、シラインについては地元の社長が運営の任に当たっているわけでございます。その協議会の中での申し合わせといたしますか、この辺が非常に難しいところなのですが、国は置いて県、それからむつ市、そして今期成同盟会でもってシラインについては累積赤字の負担等をしていることは、杉浦洋議員は地元で、この件については詳しいと思います。

そういう累積赤字については、今現在期成同盟会を通じまして、800万円余の負担をいたしておるところでございますが、この経常分の赤字についての対応の仕方ということが私どもむつ市にとりましても、それを負担するというような、これまではっきりした経緯がございませんでした。その離島航路の協議会の中では、むつ市、佐井村が損失補償するということを申し合わせているような、そういう議事録もございます。ただ、分社化に当たっては、県はむつ湾フェリーについての補助、そしてシラインについてはむつ市がカバーすると。そういうような、まず出発に当たっての

ある程度といえますか、大体そういう理解のもとに出発したようでございます。したがって、そういう経緯からすれば、単年度の赤字についてはむつ市と佐井村が主体的に負担すべきではないかということが今の現段階でございますが、何しろ期成同盟会の負担のほかにこういう経常収支についての負担ということでは、ちょっとこれまで予想もしておりませんでしたので、これについては広く県なりの、むつ市と佐井村だけの負担であれば非常に負担が大き過ぎるということで、今県にも何とかこの支援の枠組みに入ってもらうように働きかけております。これが今の状況でございます。

経過をたどれば、一たん県がこのむつ湾フェリーについてはシラインの採算がとれないということで補助を打ち切るといような経過がございました。そして、それがまた地元の航路存続ということで大きな住民運動に結びつきまして、当時の木村知事が、とりあえずはこの路線の維持を決めております。そういう経緯がございました。

したがって、その出発点において、県はもう補助を廃止したのに、新たにそういう別な人が手を挙げて出発したので、県はむつ湾フェリー、そしてシラインはむつ市を初めとした関連市町村でもって対応すると、こういうある程度の枠組みといいますか、そういう基本的な方向性でまいったということが今、県サイドから見ればそういう既成事実化されておまして、我々としては苦しいところでございますが、過去は過去として現段階においてこの大きな負担について県に支援の枠組みに入ってもらいたいということでお願いしているのが報じられているところでございます。これにつきましては、今後のそういう会社におけるこれからの展望とか、そういうことも踏まえまして、ある程度の段階で報告できるような事態、経緯になりますれば、全員協議会等で相談申し上げたいと、こう思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（川端澄男） 31番。

○31番（杉浦 洋） 今副市長がおっしゃったように、航路存続に当たっての条件として、本来であれば赤字分は国・県、自治体が負うという決まりがあるものを、継続したいがために赤字分は県に負担を求めないという一種の裏約束といいますか、それをして継続した経緯があったというのは私もわかるし、今赤字が出た段階において存続が危ぶまれてきたときに、そのときの約束があるのではないかというのが県の言い分だというのも報道でわかっているのですけれども、やはりそのところを、副市長がおっしゃったように、もう一度本来の姿に、離島航路整備法に基づいた方法といたしますか、それを粘り強く要望してもらいたいということが1点と、この3,700万円の単年度の赤字がどういう経緯で出たのかという説明は、当然市としては受けているわけですか。

それともう一点、もし財政的に厳しくて、この3,700万円を助成できないとなった場合は、このシラインそのものの航路は危ぶまれるという方向にいくのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（川端澄男） 副市長。

○副市長（田頭 肇） 国の離島航路における補助ということでは、例えば1億円かかるとすれば大体6割程度、これは一応標準的なそういう国の補助体系は従来どおり維持されております。あと、その4割、3割の経常的なものでの赤字部分については、むつ湾フェリーの場合は県、それからこれまでは佐井村、旧脇野沢村、そして旧むつ市を含めたむつ下北関係市町村で対応してきたわけですが、この3,700万円につきましては、説明は受けております。新聞報道にもあるとおり、その分県の補助があれば、シラインの社長はちょうどとんとんで済んだというようなことも報じられて

おりますとおり、その辺がなかなかかみ合わないところがございます。

国のほうでは、まずこの離島航路の法律体系としては、特に県が入ってというような、そういう支援の構成自治体ということでの定義はございません。今航路の許可を受けているのが青森、脇野沢、そして福浦、牛滝、この航路でございます。これは県が申請の窓口になって既に国の承認ももらっているところがございますが、その3,700万円につきましては、市のほうにおいて会社から説明を受けております。船の経常的な経費と、あと船費と店費と分けているそうでございますが、船にかかわる経費と、それから事務所的な経費、まず平成18年度の運営においてそういう赤字額が発生したということでございます。

ただ、杉浦洋議員おっしゃる点でのこれからの枠組みの維持ということでは、県を含めての考え方で話ししておりますが、先ほど申しましたように、県は平成17年10月のむつ湾フェリーとシラインの分社化の際には、もともと強制的なものではございませんので、補助はむつ湾フェリー、シラインのほうはむつ市、佐井村、そしてお願いですが、あとは半島の市町村、それが期成同盟会としての負担になっておりますので、その辺をひとつご理解いただきたいと思います。

出せなければということですが、国のほうから、やはりこの今年年度の赤字が発生したことが報じられた経緯もございまして、むしろ国のほうが心配いたしております。これがきちっと関連の自治体で支援、カバーされる約束がなければ、それこそ補助を打ち切りますよと、そういう強い態度でございます。打ち切られれば、当然この航路はもう廃止ということが目に見えているところがございます。それで県のほうは、早くその負債額について、特にむつ市と佐井村については分社化の際に、今後もシラインの離島航路の維持について

は全面的に支援していくと、これはそのとおりだと思います。そういう住民運動を通じて存続したわけですから、これはむつ下北全市町村が同じ気持ちだと思いますので、その辺の支援体制の基本的な考えは皆さん変わらないと思います。

ただ、これがカバーできなければ、国のほうとしてははっきりした明確なそういう文面、文書をもって示せということです、これが私どもにとりましては非常に負担なところがございます。ですから、ことしの分については、どうしてもこの3,700万円の負担が伴いますので、これはこの年度内にいかような方法で解消するかということ、を、会社、県、むつ市、佐井村でこれからも協議しながら、どうしても返すという方向性を示さなければ、国においてはこの補助を打ち切ることになります。今後このまま引き続き頑張ってもらいますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 31番。

○31番（杉浦 洋） もう一点確かめておきたいのですが、この廃止が話題になったときに、存続、継続してもらいたいがゆえに、今副市長がおっしゃたような累積赤字、この部分については関係市町村で持つという不利な条件をのんだ経緯があったと私は記憶しているのです。その累積赤字というのは、県が当然負担しなければならなかったお金が含まれているのです。単純にシラインの運航に関して生まれた赤字が積み重なっただけではないはずなのです、これは。その当時から、何年も前から、10年ぐらい前から県が負担しなければならぬ部分、その当時は国が6割で、その残りの4割を県が2割、関係自治体が2割という、こういう分け方、それは年度によってその率は違います。その県が負担しなければならぬ2割を、いわゆる財政が厳しくなったために積み積み、それが累積赤字として残ったと。我々地元と

しては存続してもらいたいために分社化に当たって、それは、ではかぶりますと。ただ、その負担が今確かにむつ市の財政を厳しくしているのもわかります。そして、それになおかつ新たな3,700万円を航路存続のために負担してくださいというのは、はっきり申し上げて、私自身も非常に言いにくいところがあるのですけれども、ただこの経緯をいま一度県にぶつけてみる必要もあるのではないかと。確かにそのときは、我々としては存続したいがために、その累積赤字は全部かぶりますよというようなことも言わざるを得なかったという状況も、やはりそこら辺のところもきちんとわかる方々から情報を得まして、働きかけていただきたいなという思いはあるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（川端澄男） 副市長。

○副市長（田頭 肇） 杉浦洋議員ご指摘の点は、そういうことはあったらと思います。例えば6割の国の補助の中で、毎年の監査の中で、やはり満額をとということではなかったようなのです。それが今杉浦洋議員言われることだと思っておりますが、2%なり3%なりということで、補助の対象からどうも割愛されるみたいな、そういう部分があったということを知っております。それがもう下北汽船から、あるいはむつ湾フェリーとずっと何十年も来ていますので、その累積があったことは間違いございません。ただ、その分については県も、それから佐井村、旧脇野沢村もこれまではひっくるめて負担金として、県も含めて払ってきているのですが、ただその累積、その補助対象から外れた分の額についてまで、そのお金を会社として回していたかどうかということでは、ちょっと詳細を承知いたしておりません。その辺は累積になっていることは間違いなく、そして今議員おっしゃる期成同盟会として毎年800万円払っているのですが、これが平成17年10月の分社化のとき

の累積部分については、構成市町村、地元むつ下北の関係市町村でもって負担していくのだということで、期成同盟会に市のほうから補助という形で出しておりまして、それを今現在解消しております。杉浦洋議員おっしゃった部分は、その中にも含まれていると思います、平成17年10月の分社化に際して。あるいはまた、むつ湾フェリーのほうにもその分は蓄積されたものが行っていると思いますので、その辺ではひとつ明確にしておきたいのですが、監査結果、不良債務として残った分についてはございます。ただ、それが事業者において計画的に返済されたかどうかということでは、詳細承知しかねます。ただ、平成17年10月に、もうこのように分かれたわけです。そして、むつ湾フェリーは県が主として、離島航路はむつ市が主として肩入れをしていくと、こういう経過がございますので、これはもう動かしがたい事実ですので枠組みは変わらないと思います。負債については、そういうことです。

○議長（川端澄男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川端澄男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第6 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（川端澄男） 次は、日程第6 請願第1号 大瀬橋から下北橋間の河川遊歩道及び周辺環境整備に関する請願を議題といたします。

建設常任委員会に付託した請願第1号について、審査の経過並びに結果を建設常任委員長からご報告を求めます。建設常任委員長。

（34番 飛内賢司議員登壇）

○34番（飛内賢司） 建設常任委員会に付託されま

した請願第1号 大瀬橋から下北橋間の河川遊歩道及び周辺環境整備に関する請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、6月26日、7月18日の3回にわたり、紹介議員並びに関係部長等の出席を求めて審査いたしました。また、7月18日には、参考人として請願者であります海老川地区町内会連絡協議会会長、奥野賢一氏の出席も求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。全会一致で願意は妥当であり採択すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、6月20日であります。紹介議員の川端澄男議員から請願の趣旨説明がありました。その内容は、大瀬橋から下北橋間の河川遊歩道等の有効活用を図るため、市において周辺用地を確保してトイレ、水飲み場及び休憩所を設置し、遊歩道の照明設備も増設してほしいとのことであります。

その理由として請願者である海老川地区町内会連絡協議会は、海老川周辺地域12町内会で組織され、日ごろから地域の環境整備はもとより、河川遊歩道のごみ拾いや草刈りなど町内の美化活動の一環として長年ボランティア活動を続けている。そして、遊歩道が整備されてから地域住民のみならず、中学・高校生など多くの市民の憩いの場として利用されていること、さらには地域住民や多くの利用者から町内会などに強く要望がある旨の説明がありました。

また、今回の請願に至った経緯の中で、平成18年5月15日に同協議会が市に対して同様の要望書を提出したが、その回答が期待のいくものでなかったため今回の請願になったとのことであります。

た。

この趣旨説明に対する質疑は特にありませんでしたが、委員から、紹介議員が請願書を提出した後議長職についたことで、紹介議員としてこのまま続けることができるのか、また議会運営委員会の申し合わせ事項に請願者の紹介議員には、正副議長及び所管の委員会の委員長はならないことにするとあることは承知しているのかとの質疑がありました。

これに対し紹介議員から、そのことは十分認識していたが、請願が既に受理され建設常任委員会に付託された後のことであったため、特に問題はないと思っていたが、各委員の意見を重く受けとめ紹介議員をかえたいとの申し出がありました。

次に、6月26日であります。6月22日の本会議において、本請願の紹介議員に新たに斉藤孝昭議員がなったこと、紹介議員であった川端澄男議員の紹介議員取り消しが許可になったことを受け、紹介議員となった斉藤孝昭議員と理事者同行のもと現地調査を行いました。

現地調査終了後、紹介議員と理事者への質疑に入り、複数の委員から、遊歩道の1日の利用者数と、遊歩道に照明設備を増設するとした場合の費用がどの程度になるか質疑がありました。

これに対し理事者側から、遊歩道の利用者数については県のほうで定期的に数えているようであるが、市ではデータを持っていないとのことで、いずれにしても散歩、ジョギングのために使われているのは朝夕であるとの答弁がありました。また、照明設備の増設にかかる費用についても、現在の照明灯にして7年になるので、電球の取りかえは可能であるが、照度を上げるためにはケーブル、配電盤等の附帯設備まで入れかえしなければならず、施設の構造面からいっても不可能であることを県から聞いているとのことであります。

また、別の委員から紹介議員に対し、新たに紹

介議員となったことで、請願の趣旨に変更がないか、またさらにつけ加えることがないか質疑がありました。

これに対し紹介議員から、請願の内容には変更はない。あとつけ加えるとすれば、遊歩道の利用者のことで、周辺地域住民、中学・高校生のほか予想以上の方が利用されていると考えているとの説明がありました。

そのほかにも数人の委員から、遊歩道の利用状況や施設整備の必要性及び費用等にかかわる質疑、さらには同協議会が市に提出した要望書の内容等を参考にしたいとの意見が出されたため、その資料の提出を次回の委員会で求めることとして、本請願を閉会中の継続審査とすることにいたしました。また、次回の委員会には、請願者の海老川地区町内会連絡協議会会長、奥野賢一氏も参考人として招致することにいたしました。

次に、7月18日でありますが、6月定例会最終日、6月29日の本会議で本請願を閉会中の継続審査とすることが了承されたことを受け、前回の委員会で出された質疑等に対する資料の提出と、その資料の内容について理事者側から説明がありました。また、参考人として出席要請した海老川地区町内会連絡協議会会長、奥野賢一氏からも本請願の趣旨説明がありました。

まず、参考人からは、同協議会の活動について話があり、続いて本請願の提出に至った経緯、そして紹介議員の追加、取り消しについても説明がありました。請願の趣旨、内容については、紹介議員の趣旨説明の内容につけ加えて、1つとして、遊歩道と一体となった公園という考え方でトイレ、水飲み場及び休憩所の設置のみならず、子供の遊具等も設置し公園としての機能の充実を図っていただきたい。2つには、照明設備の増設についても、公園機能を持たせるという考え方から、美観上も照明施設の増設は必要である。また、現

施設のさらなる充実を図るものとして、健常者も障害者も利用できるように車いすのスロープや落下防止さくを設置をお願いしたいとのことでありました。

なお、参考人に対しての質疑等はありませんでした。

続いて、理事者側から、遊歩道の朝・昼・夕方の時間帯での利用状況について、7月15日の日曜日と17日の火曜日、両日とも朝6時から夜8時まで14時間の利用調査をして、7月15日は91名、17日は374名とのことでありました。そして、トイレ、水飲み場、休憩施設等を整備した場合の事業費及び維持管理費は大きく2つに分けて、現状の遊歩道内に整備した場合、トイレは堤防敷に浄化槽の埋設は困難であり、水飲み場と休憩施設で415万円、もう一つの遊歩道に隣接する用地を確保して整備した場合は、ゆとりの駐車帯クラスのトイレと休憩施設を合わせて2,694万円、ユニット型のトイレと休憩施設で978万円となり、年間の維持管理費は浄化槽、電気料、水道料など合わせて136万円程度見込んでいるとの説明でありました。

また、照明設備の増設についても説明があり、県の担当課では現状の設備を利用して照明灯を増設することは無理であり、電源のルートを別にして既設の各照明灯の間に新たに照明灯を設置するとした場合の工事費は1,122万円と見込んでいるとのことでありました。

なお、請願者の海老川地区町内会連絡協議会が昨年5月に提出した要望書の内容等については、県と協議を重ねながら、ことしの2月5日と3月6日の2度回答をしているとのことで、同協議会が行っている河川の草刈り等のボランティア活動の時期には、仮設のトイレを設置することを検討したいという県の意向であり、それらを踏まえて回答したとのことでありました。

最後に、複数の委員から、財政的な問題等もあ

るが、そういう課題を今後市当局で協議、検討して、最終的に予算措置できた段階で事業を実施すべきであって、本請願の趣旨、趣意は提出された資料及び理事者の説明で十分に理解できたので、採択すべきであるとの意見がありました。他の委員からは特に異論はありませんでした。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（川端澄男） これで建設常任委員長の報告を終わります。

ここで、議事整理のため午後5時5分まで暫時休憩いたします。

午後 4時54分 休憩

午後 5時05分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第1号について、質疑、討論、採決を行います。

まず、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

請願第1号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり本請願を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

◎日程第7～日程第19 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（川端澄男） 次は、日程第7 議案第56号 むつ市長総合計画の基本構想についてから日程第19 議案第68号 平成18年度むつ市水道事業会計決算までの13件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました13議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第56号 むつ市長総合計画の基本構想についてであります。本案は、地方自治法に基づき、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための「基本構想」を定めるものであります。

この「基本構想」は、平成17年3月の合併に際し、旧4市町村の長期総合計画をもとに策定した「新市まちづくり計画」の理念を尊重しつつ、新市を取り巻く諸情勢の変化を勘案し、新市の将来像と基本方針を掲げるとともに、平成28年度を目標年次とする今後10カ年にわたる主要な施策の大綱を定めるものでありまして、むつ市総合開発審議会において慎重に審議され、答申いただきました内容を踏まえ、提案いたしましたものであります。

次に、議案第57号 むつ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、郵便貯金法の廃止及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第58号 むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、郵政民営化法に基づき、来る10月1日をもって日本郵政公社が解散することに伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第59号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例を廃止する条例についてであります。本案は、去る5月29日付でむつ市本庁舎移転

基本計画審議会から本庁舎移転に係る基本計画案の答申をいただき、所期の目的が達せられたことから、当該条例を廃止するためのものです。

次に、議案第60号及び議案第61号の財産の取得についてであります。これらの議案は、むつ市消防団の川内消防団第1分団及び大畑消防団本部付分団に配備した消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、それぞれ更新するためのものでありまして、このうち大畑消防団本部付分団には、救急自動車の機能を兼ね備えた消防ポンプ自動車を配備することとしております。

次に、議案第62号 字の区域の変更についてであります。本案は、農林水産省から県に所管がえされた国有林地をむつ市大字大平字荒川に編入するためのものです。

次に、議案第63号 一部事務組合下北医療センター規約の変更についてであります。本案は、下北医療センター議会議員の定数を13人とするとともに、地方自治法の一部改正による吏員制度の見直しなどに伴い、所要の条文整備をするためのものです。

次に、議案第64号 むつ市土地開発公社定款の変更についてであります。本案は、郵便貯金法の廃止に伴い、定款の条文整理をするためのものです。

次に、議案第65号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。むつ市固定資産評価審査委員会委員高松芳昭氏の辞任に伴い、後任の篠崎慶司氏を選任するためのものです。

このたび辞任いたしました高松氏は、固定資産評価審査委員会委員として地方自治の発展にご尽力されました。ここに高松氏の功績をたたえとともに、心から感謝の意を表すものであります。

次に、議案第66号 平成19年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたし

ます補正予算は、2,973万8,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は312億941万2,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費には市税の滞納処分として市が差し押さえた財産の公売にインターネットオークションを活用するためインターネット公売手数料を計上しております。

衛生費には、平成20年4月から実施する後期高齢者医療制度に対応するため保険料徴収システム開発費を計上しております。

農林水産業費のうち畜産業費には、国の家畜導入事業の見直しにより、肉牛特別導入事業基金の残額のうち国及び県の交付相当額を返還するため、肉牛特別導入事業基金返還金を計上しております。

また、林業費には、分収造林の売り払いに伴う分収造林売払収益分収金及び緑資源機構からの受託事業として実施する銀杏木地区公団造林事業費を計上しております。

土木費では、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費において、老朽化の著しいパトロール車を更新するため、科目更正を行っております。

教育費では、去る6月15日付でむつ商工会議所女性会から図書資料の購入資金としていただきたいという趣意をもってご寄附がありましたので、図書資料購入費を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります。財産収入には立木売払収入を、繰入金には肉牛特別導入事業基金繰入金を、諸収入には公団造林受託事業収入を計上しておりますほか、市債では各起債対象事業の借入見込額により増額しております。

次に、議案第67号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本案は、前年度介護給付費負担金等の精算に伴う国・県及

び支払基金への償還金等として783万7,000円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算増額は42億6,532万6,000円となります。

次に、議案第68号 平成18年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。水道事業収益は15億6,049万2,498円で、水道事業費用は15億1,375万4,625円となり、消費税及び地方消費税を除いた収支では、3,186万391円の純利益を生じた決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入額は、企業債及び国庫補助金等で5億94万8,000円となり、資本的支出額は、建設改良費及び企業債償還金で9億8,964万4,045円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億8,869万6,045円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしております。

次に、主な事業内容についてであります。簡易水道統合整備事業で14路線、配水管整備事業及び簡易水道施設改良事業で15路線の工事等を行っております。

以上をもちまして、上程されました13議案についてその大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川端澄男） これで、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（川端澄男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。8月29日から31日まで及び9月3日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、8月29日から31日まで及び9月3日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、9月1日、2日は休日のため休会とし、9月4日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 5時18分 散会

議席表

23番	齊藤孝昭	議員
24番	菊池広志	議員
25番	川下八十美	議員
26番	千船司	議員
27番	東谷正司	議員
28番	東谷良久	議員
40番	坂井一利	議員
42番	工藤直義	議員
47番	佐々木隆徳	議員
48番	松野裕而	議員
54番	柏谷均	議員

